

寢屋川市景観計画 届出のてびき

平成25年3月
(平成25年5月 変更)
(令和3年2月 変更)

寢屋川市
都市基盤整備部 審査指導課

目 次

はじめに	2
景観計画とは	2
届出の対象となる行為	2
届出の対象規模	4
届出期限	5
手続きの流れ	5
届出の添付図書	6
景観形成方針・景観制限事項	7
行為変更届	7
氏名等の変更届	8
行為取りやめ届	8
行為完了届	8
適用除外	9
書類の提出部数	9
罰則	9
景観計画区域、景観重点地区位置図	10
景観計画区域届出対象行為に係る事前協議申出書	11
景観計画区域行為届出書	13
事前協議申出書・届出書記入要領	14
届出の窓口	15

はじめに

寝屋川市では、「魅力あるまち寝屋川」の実現に向け、市民や事業者の皆さんとともに魅力ある景観づくりを進めるため、平成6年4月に「寝屋川市都市景観要綱」を制定しました。そして、平成18年4月には「景観形成ガイドライン」を策定する等良好な景観の形成に資するため施策を実施してまいりましたが、平成16年6月に公布された景観法を有効に活用するため、平成22年4月に寝屋川市景観条例を制定し、景観計画に基づく届出対象行為及び景観形成基準を運用することとしました。

寝屋川市景観計画に位置付けた景観計画区域内で、大規模な建築行為等を行う際には、届出が必要になります。ここでは、この届出制度について説明します。

景観計画とは

景観法第8条の規定により、良好な景観形成を推進する区域において、区域の範囲、その区域内での景観形成の方針、建築行為等に対する制限に関する事項等を定めるもので、景観法第16条の規定により、届出が義務付けられています。

寝屋川市では、「寝屋川市景観整備基本計画」の基本的な考え方を踏襲した「寝屋川市景観計画」に基づき、市域の景観づくりの上で重要な区域について、寝屋川市景観審議会や関係住民の方々の意見をお聴きしながら、順次、景観重点地区の指定等景観計画を策定しております。

それぞれの景観重点地区の範囲は、ホームページに掲載している「寝屋川市景観計画（H31年3月変更）」もしくは審査指導課（建築担当）の窓口で確認してください。

◆景観計画区域（令和3年2月現在：市域全域）

◆景観重点地区（令和3年2月現在）

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| ①寝屋川市駅東再開発地区周辺景観重点地区 | ⑨香里園駅西側駅前広場周辺景観重点地区 |
| ②香里園駅東再開発地区周辺景観重点地区 | ⑩寝屋川駅前線東部沿道景観重点地区 |
| ③淀川河川軸景観重点地区 | ⑪寝屋川市駅西側駅前広場周辺景観重点地区 |
| ④生駒やまなみ緑地軸景観重点地区 | ⑫萱島駅周辺景観重点地区 |
| ⑤大阪外環状線（国道170号）沿道景観重点地区 | ⑬都市計画道路対馬江大利線（市施行）沿道景観重点地区 |
| ⑥第二京阪道路沿道景観重点地区 | ⑭打上高塚町周辺景観重点地区 |
| ⑦寝屋川公園駅前広場周辺景観重点地区 | |
| ⑧寝屋南地区景観重点地区 | |

届出の対象となる行為

景観計画区域内で一定規模を超える建築物の建築等又は工作物の建設等をしようとするとき、建築主の方は、「景観計画区域届出対象行為に係る事前協議申出書（様式第1号）」を提出して当該届出の内容について協議し、事前協議完了後、「景観計画区域行為届出書（様式第2号）」により法第16条第1項の規定に拠る届出を提出します。

◆建築物の場合

- ◇新築 …更地に建築物を造ること。増築、改築及び移転のいずれにも該当しないもの。
- ◇増築 …一つの敷地内の既存の建築物の延べ面積を増加させること。
(既存建築物のある敷地内に用途上不可分の別棟を建てる場合を含む。)
- ◇改築 …建築物の全部または一部を除却または滅失した後に、これと用途・規模及び構造の著しく異なるものを造ること。
- ◇移転 …同一の敷地内で建築物を移動すること。
- ◇外観の過半を変更することとなる修繕
…外観の過半の変更を伴う主要構造部の一種以上について修繕を行うこと。
「修繕」とは、既存の建築物の部分に対して概ね同様の形状、寸法、材料により行われる工事。
- ◇外観の過半を変更することとなる模様替
…外観の過半の変更を伴う主要構造部の一種以上について模様替を行うこと。
「模様替」とは、概ね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なるような既存の建築物の部分に対する工事。
- ◇外観の過半の色彩の変更
…外壁や屋根などの色彩を過半にわたり変更すること。

◆工作物の場合

建築物の場合の上記の態様に相当する行為をいいます。

建築物とは

建築基準法第2条第1号に定義するものをいいます。

工作物とは

条例では、次のものを工作物と定義しています。

◆煙突

独立のものが工作物に該当します。建築物に設けられる煙突は建築設備に該当し、建築物に含まれます。

◆鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など

電線路、電話線路などの架空電線路用の柱、電力会社などの電気事業者が保安通信設備として使用するもの、旗ざおは含みません。

◆装飾塔、記念塔など

広告塔や広告板は含みません。これらは別途、屋外広告物条例に基づく手続が必要となる場合があります。

◆高架水槽、サイロ、物見塔など

独立のものが工作物に該当します。サイロには、飼料、肥料、穀物、セメントなどの貯蔵施設が該当します。

◆擁壁、垣、さくなど

単独で設置される門、塀もこれに含まれますが、建築物に附属するものは建築物にあたります。

◆コースター、観覧車などの遊戯施設

建築基準法施行令第138条第2項第2号及び第3号で規定している遊戯施設と同一のもの

が該当します。

◆コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント

これらに附属する施設で土地に定着するものも含まれます。

◆自動車車庫の用途に供する工作物

建築物に該当しない機械式駐車装置などが該当します。

◆石油、ガスなどを貯蔵する工作物

上記のサイロに該当する貯蔵施設以外の石油やガスの貯蔵施設が該当します。

◆汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

「その他の処理施設」には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物処理施設と1日の処理能力が5 t以上のごみ処理施設が該当します。

届出の対象規模

景観計画区域において行為の届出が必要となる建築物又は工作物の規模は次の表のとおりです。

※重点地区においては、別途基準があります。→「寝屋川市景観計画（H31年3月変更）」をご確認ください。

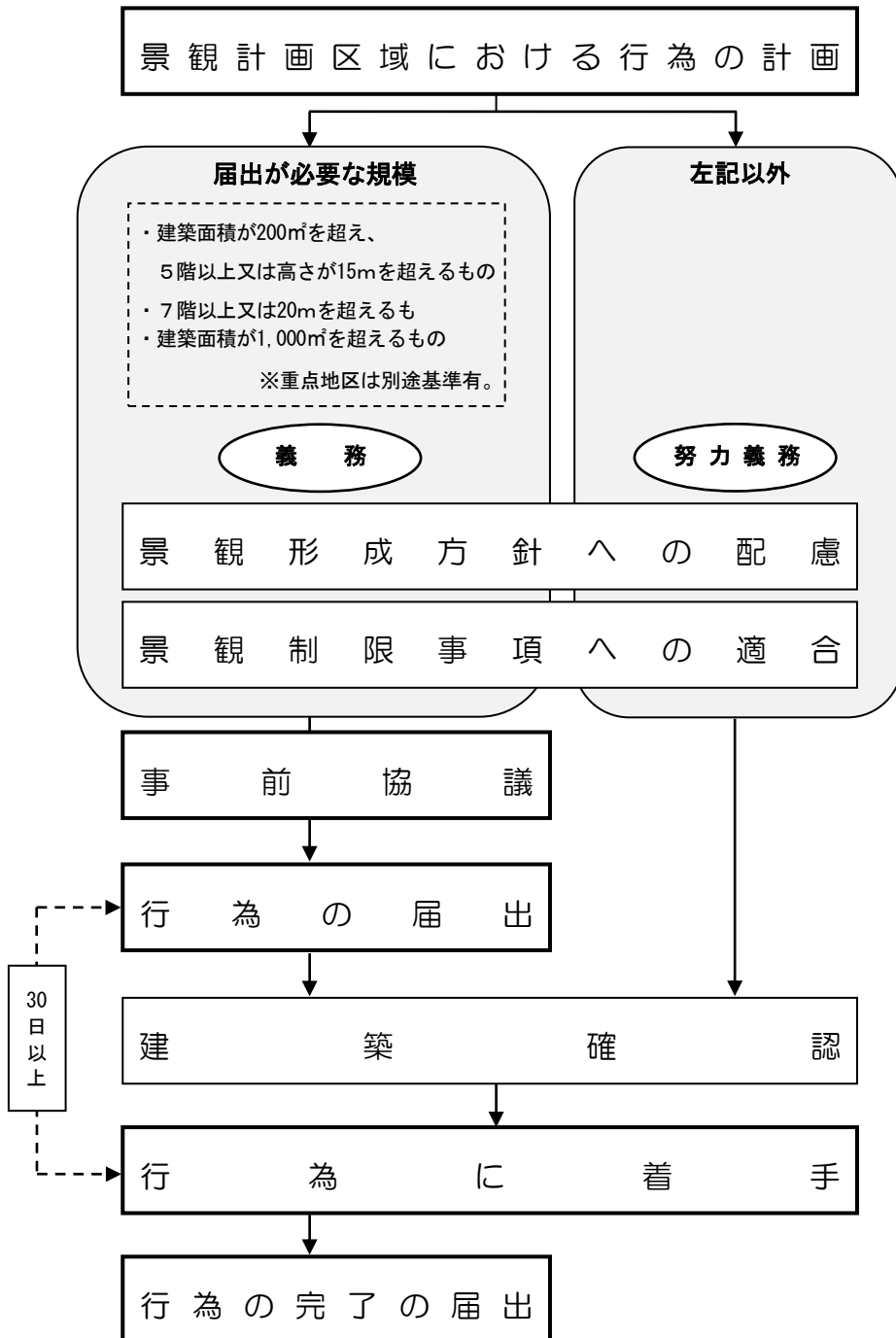
	届出対象行為	規 模
法第16条第1項第1号により届出が必要な行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (変更に係る部分の面積が1/2超)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築面積が200㎡を超え、5階以上又は高さが15mを超えるもの ・ 7階以上又は20mを超えるもの ・ 建築面積が1,000㎡を超えるもの
法第16条第1項第2号により届出が必要な行為	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (変更に係る部分の面積が1/2超)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが10mを超える建築物に掲出される広告物でその高さが4mを超えるもの ・ 高さが15mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等 ・ 高さが10m又は築造面積が1,000㎡を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物
法第16条第1項第3号により届出が必要な行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 ※「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」を行う行為	・ 面積500㎡以上
法第16条第1項第4号により届出が必要な行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・ 面積1,000㎡以上
	木竹の植栽又は伐採	・ 面積1haを超えるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・ 面積1,000㎡以上

届出期限

景観法の規定により、景観計画区域における上記行為については、届出後、30日を経過しないとその行為に着手することができません。よって、着工予定日の30日前には届出てください。

計画が進んだ段階になると、変更が難しくなることがありますので、着工の30日前に関わらず、建築確認申請前のできるだけ早い時期に届出をお願いします。

手続きの流れ



届出の添付図書

事前協議および景観計画区域における行為の届出に必要な添付図書は、次のとおりです。
以下のものに加えて、完成後のイメージパースがある場合は参考として添付してください。

図書等の種類	明示すべき事項	添付の可否	
		建築物	工作物
委任状	・ 委任事項	○	○
景観形成基準との チェックリスト	※重点地区に該当する場合、全域用のものと当該地区用のものをどちらもご提出ください（A3用紙に出力のこと）。	○	○
付近見取図	・ 方位 ・ 道路 ・ 目標となる地物 ・ 行為の場所	○	○
配置図	(1) 建築物の場合 ・ 縮尺 ・ 方位 ・ 敷地の境界線 ・ 敷地内における建築物の位置 ・ 届出に係る建築物と他の建築物等との別 ・ 植栽する樹木の位置、種類及び高さ ・ 植栽する芝生の位置 ・ 附属する門及び塀の材料の種類 ・ 敷地に接する道路の位置及び幅員 (2) 工作物の場合 ・ 縮尺 ・ 方位 ・ 敷地の境界線 ・ 敷地内における工作物の位置 ・ 届出に係る工作物と他の建築物等との別 ・ 植栽する樹木の位置、種類及び高さ ・ 植栽する芝生の位置 ・ 門、塀その他の附属する施設の位置及び材料の種類 ・ 敷地に接する道路の位置及び幅員	○	○
一階及び基準階の 平面図	・ 縮尺 ・ 方位 ・ 主要部分の寸法 ・ 開口部の位置	○	
屋根伏図	・ 縮尺 ・ 方位 ・ 主要部分の寸法 ・ 開口部の位置 ・ 建築設備の位置 〈建築設備〉・ 電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙及び汚物処理の設備 ・ 煙突 ・ 昇降機 ・ 避雷針	○	
四面以上の立面図 (着色が必要)	・ 縮尺 ・ 外観上主要な部分の材料の種類及び色彩 (修正マンセル表色系に基づいて表示してください。) ・ 基準を超えるカー・アセントカーの使用面積・見付面積割合 ・ 開口部、軒、建築設備の位置及び形状	○	○
主要断面図	・ 縮尺 ・ 屋根の形状 ・ 建築物の高さ	○	
カラー写真	・ 行為に係る敷地及びその付近の建築物等の形態、色彩その他の現況	○	○
写真撮影の位置図	・ 写真を撮影した位置及び方向	○	○

注) ・ 各図面の縮尺は特に問いません。基本的には、建築確認申請に添付予定のものでけっこうです。
・ 基準階の平面図は、開口部やバルコニーの位置など、建築物の外観に関わる事項が大きく異なる階ごとのものを添付してください。
・ 敷地の外のどこからも見ることができない壁面がある場合は、その壁面の立面図を添付する必要はありません。
・ 写真を撮影した位置及び方向を付近見取図または配置図に示した場合は、写真撮影の位置図を添付する必要はありません。
・ 別途“緑化(植栽)計画図”を作成されている場合は、添付してください。
・ 壁面緑化や屋上緑化、或いは花壇設置等を行われる場合は、当該計画内容がわかる参考図面等を添付してください。
・ 緑地面積については、敷地内において樹木や芝生等により緑化されている面積を示します。

景観形成方針

景観計画区域及び景観重点地区では、それぞれの景観形成の目標や基本方針などを示す景観形成方針を策定しています。届出行為の計画にあたっては、その趣旨を十分踏まえて設計を行ってください。景観形成方針の内容は、計画のできるだけ早い段階で、ホームページに掲載している「寝屋川市景観計画（H31年3月変更）」もしくは審査指導課（建築担当）の窓口で確認していただき、設計に反映させてください。

景観制限事項

景観形成基準は、景観計画区域において行う届出の対象となる行為の設計にあたって、良好な景観づくりを阻害する要因を排除するために、配慮すべき事項を示しています。この事項に基づく指導に従っていただけない場合は、勧告・公表・変更命令を行うことがあります。

景観形成方針と同様に、景観制限事項の内容は、計画のできるだけ早い段階で、ホームページに掲載している「寝屋川市景観計画（H31年3月変更）」もしくは審査指導課（景観担当）の窓口で確認していただき、設計に反映させてください。

行為変更届

景観法第16条第1項の規定による景観計画区域における行為の届出をした後に、その行為の設計又は施行方法の内容を変更しようとするときは、建築主の方は、事前に「景観計画区域行為変更届出書（様式第3号）」を提出してください。この届出に基づき、変更部分の内容を景観制限事項に適合させるよう協議を行います。

◆添付図書

景観法第16条第1項の規定による景観計画区域における行為の届出の際に添付すべき図書（6ページ参照）のうち、設計又は施行方法の内容の変更に伴い、その内容が変更されることになる図書を添付しなければなりません。

◆届出期限

行為変更届は、変更部分の行為に着手する日の30日前までにしなければなりません。変更部分の景観制限事項への適合について審査しますので、できるだけ早い時期に届出をお願いします。

◆行為変更届を要しない変更

行為の設計又は施工方法の内容の変更であっても、次のような変更については、行為変更届をする必要はありません。

◇軽微な変更

・景観制限事項に基づく指導に該当しないような変更

①「建築物等の配置・規模及び形態」、②「建築物等の外観の色彩及び素材」、③「植栽する樹木の位置及び種類」以外の変更をいいます。

※ただし、②について、色彩の変更のみの場合、その外観の過半の変更ではないものについては行為変更届を要しません。

・敷地の外から見ることができない変更

外観の影響しない屋内の設計の変更や、屋外であっても中庭部分の色彩や樹木の変更

などのように、敷地の外から見るができない変更をいいます。

◇市長の指導、勧告や変更命令に基づく変更

行為の届出をした後に、景観制限事項に基づく指導、勧告や変更命令に従い、変更した場合をいいます。

氏名等の変更届

景観法第16条第1項の規定による景観計画区域における行為の届出をした後に、次の事項に変更があったときは、「氏名等変更届出書（様式第4号）」を提出してください。

この場合は、行為変更届の場合と異なり、事後の届出となります。

◆氏名等の変更届の対象となる変更

◇氏名（法人その他の団体にあつては、名称又は代表者の氏名）

◇住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

◇行為の着手予定日又は、完了予定日

行為取りやめ届

景観法第16条第1項の規定による景観計画区域における行為の届出をした後に、その行為を取りやめたときは、「行為取りやめ届出書（様式第5号）」を提出して下さい。

行為完了届

景観法第16条第1項の規定により届出をした行為を完了したときは、下記の図書を添えて、「景観計画区域行為完了届出書（様式第6号）」を提出してください。

◆添付図書

◇行為が完了した後の建築物等の外観を示す写真

できる限り建築物等の各壁面について、形態や意匠、色彩などのわかる写真を添付してください。また、ダクト類や屋外階段などの外壁附属物、建築設備や高架水槽などの屋上附属物など、景観制限事項に係る設備等がある場合は、それらの状況のわかる写真を添付してください。

◇行為が完了した後の敷地内の状況を示す写真

駐車場、駐輪場、ごみ置場などの屋外附属物、門や塀、植栽（特に道路に面する部分）など、外構施設の状況がわかる写真を添付してください。

◇上記の写真を撮影した位置及び方向を示す図面

写真を撮影した位置及び方向は、付近見取図や配置図などに示してください。

適用除外

景観計画区域内で行う行為であっても、次の行為については、上記の届出をする必要はありません。

- ◆文化財保護法（昭和25年法律第214号）第35条第1項（同法第83条、第118条及び第120条において準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けて行う行為
- ◆都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の3の規定に基づく都市公園の管理として行う行為
- ◆自然公園法（昭和32年法律第161号）第13条第1項の規定により指定された特別地域の区域内において行う行為
- ◆都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた風致地区の区域内において行う行為
- ◆都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条の規定により定められた緑地保全地域の区域内において行う行為
- ◆前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為
 - ・ 建築基準法第85条第2項に規定する仮設建築物に係る行為
 - ・ 水面下において行う行為
 - ・ 行為に係る建築物又は工作物が存する敷地の外の空間（当該建築物又は工作物の高さを超える空間を除く。）から見るできない行為
 - ・ 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、その外観の過半の変更でないもの
 - ・ 電波法（昭和25年法律第131号）第27条の12第1項に規定する特定基地局に係る無線設備に係る行為であって、建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の確認を要しないもの
 - ・ 景観計画の策定又は変更により新たに法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域内とされた土地の区域内において当該策定又は変更の日前に着手している行為及び同日以後30日以内に着手する行為

書類の提出部数

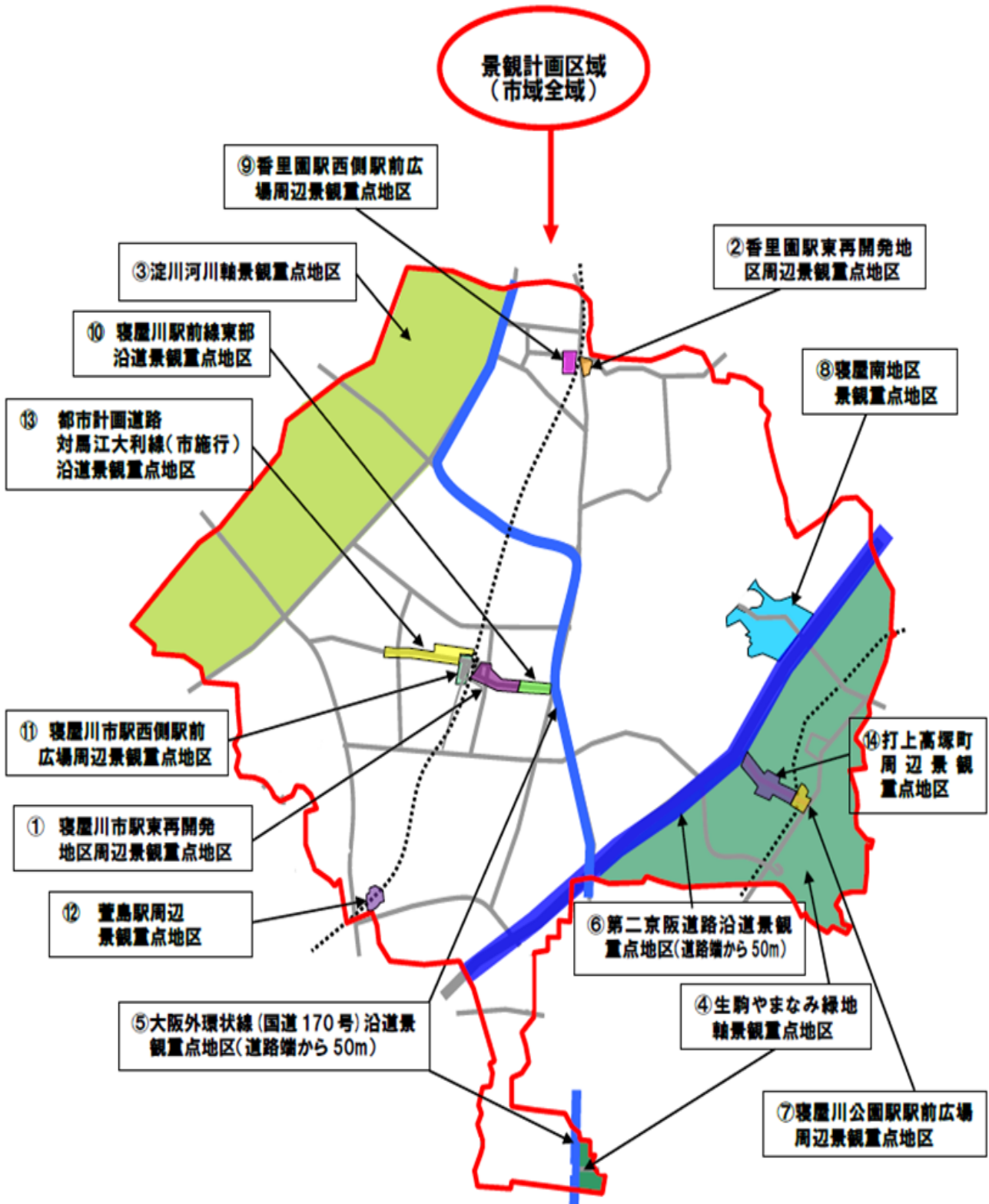
上記のすべての届書及び添付図書は、2部（正1部・副1部）提出してください。

提出いただいた書類は、窓口で受け付けた後に副本1部を返却しますので、保管しておいてください。

罰則

景観計画区域において行為しようとする場合の届出、行為の変更の届出及び行為の完了の届出をしない場合、又は、虚偽の届出をした場合、変更命令に従わない場合には、景観法に基づき罰則が科せられることがあります。

景観計画区域と景観重点地区位置図



様式第 1 号 (第 3 条関係)

景観計画区域届出対象行為に係る事前協議申出書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> (宛て先) 寝屋川市長 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">届出者 住所</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">氏名 ① 印</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">(法人にあつては、名称および代表者氏名)</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">電話番号 ()</div> <p style="margin-top: 20px;">寝屋川市景観条例第 10 条の規定により、次のとおり届出対象行為に係る事前協議の申出をします。</p>			
行為の場所	寝屋川市 ②		
景観計画区域の名称	<input type="checkbox"/> 景観重点地区 <input type="checkbox"/> 景観計画区域	地区名	③ 地区
設計者	住所 氏名 ④ 電話番号 ()		
工事施工者	住所 氏名 ⑤ 電話番号 ()		
用途地域	⑥ 地域	予定建築物等	⑦
行為の種類 ⑧	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)	
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)	
	<input type="checkbox"/> 開発行為		
	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 掘採 <input type="checkbox"/> その他_____	
	<input type="checkbox"/> 木竹	<input type="checkbox"/> 植栽 <input type="checkbox"/> 伐採	
	<input type="checkbox"/> 堆積	<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> その他_____	
着手予定日	⑨ 年 月 日	完了予定日	⑩ 年 月 日

※ 別紙の行為概要書及び寝屋川市景観条例施行規則第 4 条第 2 項に規定する図書を添付してください。

別紙

行為概要書

行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)					
		計画に係る部分		計画以外の部分		合計	
	敷地面積					⑪ m ²	
	建築面積	⑫ m ²		⑫ m ²		⑫ m ²	
	延べ面積	⑫ m ²		⑫ m ²		⑫ m ²	
	高さ	⑫ m		⑫ m			
	外観の変更面積	⑬ m ²		⑬ m ²		⑬ m ²	
	構造・階数	⑭					
	仕上材料	屋根	⑮		外壁	⑮	
	色彩	屋根	⑯		外壁	⑯	
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)					
		計画に係る部分		計画以外の部分		合計	
	築造面積	⑰ m ²		⑰ m ²		⑰ m ²	
	高さ	⑰ m		⑰ m			
	外観の変更面積	⑬ m ²		⑬ m ²		⑬ m ²	
	構造	⑭					
	仕上材料	⑮					
	色彩	⑯					
	<input type="checkbox"/> 開発行為	開発面積		⑱ m ²			
	<input type="checkbox"/> 木竹	<input type="checkbox"/> 植栽 <input type="checkbox"/> 伐採					
		樹種	⑲	樹高	⑲ m	数量	⑲ 本・m ²

様式第2号(第4条関係)

景観計画区域行為届出書						
(宛て先) 寝屋川市長			年 月 日			
届出者		住所				
氏名		① 印				
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		()				
電話番号		()				
次の行為をしたいので、景観法第16条第1項の規定により届け出ます。						
行為の場所	寝屋川市 ②					
景観計画区域の名称	③					
行為の着手予定日	⑨ 年 月 日	行為の完了予定日	⑩ 年 月 日			
建築物又は工作物の種類等	建築物(用途 ⑦)・工作物(種類 ⑦)					
行為の種類	⑧ 新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替)・色彩の変更					
他の法令に基づく地域・地区等の指定	⑥					
設計又は施行方法	建築物			計画に係る部分	計画以外の部分	合計
		敷地面積		/		⑪ m ²
		建築面積		⑫ m ²	⑫ m ²	⑫ m ²
		延べ面積		⑫ m ²	⑫ m ²	⑫ m ²
		高さ		⑫ m	⑫ m	/
		外観の変更面積		⑬ m ²	⑬ m ²	⑬ m ²
		構造・階数		⑭		
		仕上げ材料	屋根	⑮		
			外壁	⑮		
		色彩	屋根	⑯		
	外壁		⑯			
	屋上に設置する建築設備		⑰			
	工作物			計画に係る部分	計画以外の部分	合計
		築造面積		⑱ m ²	⑱ m ²	⑱ m ²
		高さ		⑱ m	⑱ m	/
外観の変更面積		⑬ m ²	⑬ m ²	⑬ m ²		
構造		⑭				
仕上げ材料		⑮				
色彩		⑯				
建築物に設置する場合の当該建築物の高さ			⑲ m			
景観形成のために特に配慮した事項		⑳				
設計者	住所	㉑		※受付欄		
	氏名	㉑				
	電話番号	㉑				
備考 ※印の欄には、記入しないでください。						

事前協議申出書・届出書 記入要領

- ① 届出者
届出義務者は、建築物の場合は建築主、工作物の場合は築造主です。
- ② 行為の場所
届出に係る建築物又は工作物の所在地の住居表示または地名地番を記入してください。
- ③ 景観計画区域の名称
届出に係る行為が行われる場所が含まれる景観計画区域の名称を記入してください。複数の景観計画区域に含まれる場合は、すべての名称を記入してください。
- ④ 設計者
設計者の住所、氏名、電話番号を記入してください。
- ⑤ 工事施工者
工事施工者の住所、氏名、電話番号を記入してください。
- ⑥ 用途地域／他の法令に基づく地域・地区等の指定
都市計画法に基づく用途地域、高度地区
- ⑦ 予定建築物等／建築物又は工作物の種類等
建築物の場合は、住居、事務所、店舗、工場、倉庫等の用途の種類、工作物の場合は、3ページの「工作物とは」を参考の上、煙突、装飾塔、高架水槽、擁壁など、規則第9条各号で列挙している種類を記入してください。
- ⑧ 行為の種類
3ページの「届出の対象となる行為」を参考の上、該当する事項をチェックしてください。
- ⑨ 着手予定日
届出に係る建築物又は工作物の着工予定年月日を記入してください。
- ⑩ 完了予定日
届出に係る建築物又は工作物の竣工予定年月日を記入してください。
- ⑪ 敷地面積
届出に係る建築物又は工作物が存する敷地の面積を記入してください。
- ⑫ 建築物の建築面積、延べ面積、高さ
届出に係る建築物の建築面積、延べ面積、高さを「計画に係る部分」の欄に、届出に係る建築物以外の既存の建築物がある場合は、その建築面積及び高さを「計画以外の部分」の欄にそれぞれ記入してください。届出に係る建築物及び既存の建築物がそれぞれ複数ある場合はすべての建築物について記入し、それぞれの欄に記入しきれない場合は、別紙に記入の上添付してください。また、建築面積は、計画に係る部分と計画以外の部分の合計を記入してください。
なお、「建築面積」、「延べ面積」、「高さ」は建築基準法施行令第2条に基づくものです。
- ⑬ 外観の変更面積
色彩に係る外観の過半の変更の場合は、変更する部分の面積を「計画に係る部分」の欄に、変更しない部分の面積を「計画以外の部分」の欄にそれぞれ記入し、その合計の面積を記入してください。
- ⑭ 構造・階数
「構造」については、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。「階数」については、届出に係る建築物が複数ある場合はすべての建築物について記入してください。

⑮ 仕上げ材料

「屋根」については、日本瓦、波形スレート葺き等を記入してください。

「外壁」については、小口平タイル貼り、吹付タイル仕上げ、AEPS仕上げ等を記入して下さい。バルコニー等がある場合は、バルコニー外壁の仕上げ及び手すりの仕様(アルミ、型板ガラス、パンチング等)について記入してください。届出に係る建築物が複数ある場合は、すべての建築物について記入してください(既存建築物を含む)。

⑯ 色彩

屋根及び外壁の基調色(ベースカラー)を、「淡い黄色」「深い黄赤色」など、できるだけ詳しく記入すると共に、修正マンセル表色系に基づく表示もして下さい。(日本工業規格「三属性による色の表示方法」JISZ8721に基づく三属性による表示、又は日本工業規格「物体色の色名」JISZ8102に基づく色名による表示を参照してください。

なお、詳細は立面図に着色し、それぞれ修正マンセル表色系に基づく表示をしてください。

⑰ 工作物の築造面積、高さ

建築物の建築面積、高さに準じて「計画に係る部分」、「計画以外の部分」、「合計」の欄を記入してください。「高さ」は工作物単独の高さを記入してください。

⑱ 開発面積

届出に係る開発面積を記入してください。

⑲ 木竹の樹種、樹高、数量

届出に係る木竹の樹種、樹高、数量を記入してください。

⑳ 屋上に設置する建築設備

電気設備、冷暖房設備、煙突、避雷針など、屋上に設置する建築設備がある場合は、すべて記入してください。

㉑ 工作物を建築物に設置する場合の当該建築物の高さ

届出に係る工作物を建築物の屋上に設置する場合に、当該建築物の高さを記入してください。

㉒ 景観形成のために特に配慮した事項

届出に係る建築物等、外構施設などについて、景観形成のために特に配慮した事項、設計にあたってのコンセプトなどを記入してください。屋根及び外壁の色彩の選定理由については、必ず記入して下さい。この欄に記入しきれない場合は、別紙に記入の上、添付してください。

また、別紙「景観形成方針への配慮のチェックリスト」及び「景観形成基準とのチェックリスト」も記入し、添付して下さい。なお「景観形成基準とのチェックリスト」はA3版に拡大コピーの上、記入してください。

届出の窓口

上記の届出は、基本的には、寝屋川市都市基盤整備部審査指導課において受け付けます。

寝屋川市景観計画・寝屋川市景観条例に関するお問い合わせ先

寝屋川市都市基盤整備部審査指導課

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号

TEL 072-824-1181 (代表)

FAX 072-825-2618

E-mail sinsa@city.neyagawa.osaka.jp